

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の補正前後比較表

備考	補正後	補正前												
<p>・平成 28 年 4 月 1 日付け緊急作業時の被ばくに関する規則等の改正に伴う反映（平成 28 年 3 月 24 日認可内容の反映）</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="2516 153 2668 840">変更前</th> <th data-bbox="2516 840 2668 1526">変更後</th> <th data-bbox="2516 1526 2668 1984">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1510 153 2516 840"> <p>第 9 章 緊急時の措置</p> <p>(原子力防災組織) 第 107 条 課長（技術）は、緊急事態が発生した場合に、原子力災害対策活動を行えるよう、原子力防災組織を定めるにあたり、所長の承認を得る。</p> <p>2. 緊急時対策本部の本部長は所長とする。なお所長不在の場合は、所長が定めた代行者を本部長とする。</p> <p>3. 原子力災害対策特別措置法に基づき措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する。（以下、本章において同じ。）</p> <p>(規定なし)</p> </td> <td data-bbox="1510 840 2516 1526"> <p>第 9 章 緊急時の措置</p> <p>(原子力防災組織) 第 108 条 課長（技術）は、緊急事態が発生した場合に、原子力災害対策活動を行えるよう、原子力防災組織を定めるにあたり、所長の承認を得る。</p> <p>2. 緊急時対策本部の本部長は所長とする。なお、所長不在の場合は、所長が定めた代行者を本部長とする。</p> <p>3. 原子力災害対策特別措置法に基づき措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する。（以下、本章において同じ。）</p> <p>(規定なし)</p> </td> <td data-bbox="1510 1526 2516 1984"> <p>・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に伴う変更</p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	備考	<p>第 9 章 緊急時の措置</p> <p>(原子力防災組織) 第 107 条 課長（技術）は、緊急事態が発生した場合に、原子力災害対策活動を行えるよう、原子力防災組織を定めるにあたり、所長の承認を得る。</p> <p>2. 緊急時対策本部の本部長は所長とする。なお所長不在の場合は、所長が定めた代行者を本部長とする。</p> <p>3. 原子力災害対策特別措置法に基づき措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する。（以下、本章において同じ。）</p> <p>(規定なし)</p>	<p>第 9 章 緊急時の措置</p> <p>(原子力防災組織) 第 108 条 課長（技術）は、緊急事態が発生した場合に、原子力災害対策活動を行えるよう、原子力防災組織を定めるにあたり、所長の承認を得る。</p> <p>2. 緊急時対策本部の本部長は所長とする。なお、所長不在の場合は、所長が定めた代行者を本部長とする。</p> <p>3. 原子力災害対策特別措置法に基づき措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する。（以下、本章において同じ。）</p> <p>(規定なし)</p>	<p>・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に伴う変更</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1249 153 1397 840">変更前</th> <th data-bbox="1249 840 1397 1526">変更後</th> <th data-bbox="1249 1526 1397 1984">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="246 153 1249 840"> <p>第 9 章 緊急時の措置</p> <p>(原子力防災組織) 第 107 条 所長は、緊急事態が発生した場合に、原子力災害対策活動を行えるよう、原子力防災組織を定める。</p> <p>2. 緊急時対策本部の本部長は所長とする。なお所長不在の場合は、所長が定めた代行者を本部長とする。</p> <p>3. 原子力災害対策特別措置法に基づき措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する。（以下、本章において同じ。）</p> <p>(規定なし)</p> </td> <td data-bbox="246 840 1249 1526"> <p>第 9 章 緊急時の措置</p> <p>(原子力防災組織) 第 108 条 所長は、緊急事態が発生した場合に、原子力災害対策活動を行えるよう、原子力防災組織を定める。</p> <p>2. 緊急時対策本部の本部長は所長とする。なお、所長不在の場合は、所長が定めた代行者を本部長とする。</p> <p>3. 原子力災害対策特別措置法に基づき措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する。（以下、本章において同じ。）</p> <p>(規定なし)</p> </td> <td data-bbox="246 1526 1249 1984"> <p>・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に伴う変更</p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	備考	<p>第 9 章 緊急時の措置</p> <p>(原子力防災組織) 第 107 条 所長は、緊急事態が発生した場合に、原子力災害対策活動を行えるよう、原子力防災組織を定める。</p> <p>2. 緊急時対策本部の本部長は所長とする。なお所長不在の場合は、所長が定めた代行者を本部長とする。</p> <p>3. 原子力災害対策特別措置法に基づき措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する。（以下、本章において同じ。）</p> <p>(規定なし)</p>	<p>第 9 章 緊急時の措置</p> <p>(原子力防災組織) 第 108 条 所長は、緊急事態が発生した場合に、原子力災害対策活動を行えるよう、原子力防災組織を定める。</p> <p>2. 緊急時対策本部の本部長は所長とする。なお、所長不在の場合は、所長が定めた代行者を本部長とする。</p> <p>3. 原子力災害対策特別措置法に基づき措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する。（以下、本章において同じ。）</p> <p>(規定なし)</p>	<p>・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に伴う変更</p>
変更前	変更後	備考												
<p>第 9 章 緊急時の措置</p> <p>(原子力防災組織) 第 107 条 課長（技術）は、緊急事態が発生した場合に、原子力災害対策活動を行えるよう、原子力防災組織を定めるにあたり、所長の承認を得る。</p> <p>2. 緊急時対策本部の本部長は所長とする。なお所長不在の場合は、所長が定めた代行者を本部長とする。</p> <p>3. 原子力災害対策特別措置法に基づき措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する。（以下、本章において同じ。）</p> <p>(規定なし)</p>	<p>第 9 章 緊急時の措置</p> <p>(原子力防災組織) 第 108 条 課長（技術）は、緊急事態が発生した場合に、原子力災害対策活動を行えるよう、原子力防災組織を定めるにあたり、所長の承認を得る。</p> <p>2. 緊急時対策本部の本部長は所長とする。なお、所長不在の場合は、所長が定めた代行者を本部長とする。</p> <p>3. 原子力災害対策特別措置法に基づき措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する。（以下、本章において同じ。）</p> <p>(規定なし)</p>	<p>・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に伴う変更</p>												
変更前	変更後	備考												
<p>第 9 章 緊急時の措置</p> <p>(原子力防災組織) 第 107 条 所長は、緊急事態が発生した場合に、原子力災害対策活動を行えるよう、原子力防災組織を定める。</p> <p>2. 緊急時対策本部の本部長は所長とする。なお所長不在の場合は、所長が定めた代行者を本部長とする。</p> <p>3. 原子力災害対策特別措置法に基づき措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する。（以下、本章において同じ。）</p> <p>(規定なし)</p>	<p>第 9 章 緊急時の措置</p> <p>(原子力防災組織) 第 108 条 所長は、緊急事態が発生した場合に、原子力災害対策活動を行えるよう、原子力防災組織を定める。</p> <p>2. 緊急時対策本部の本部長は所長とする。なお、所長不在の場合は、所長が定めた代行者を本部長とする。</p> <p>3. 原子力災害対策特別措置法に基づき措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する。（以下、本章において同じ。）</p> <p>(規定なし)</p>	<p>・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に伴う変更</p>												

(注) 補正前後欄の補正箇所表示は、補正事項に含まない。

備考
・平成 28 年 4 月 1 日付け緊急作業時の被ばくに関する規則等の改正に伴う反映（平成 28 年 3 月 24 日認可内容の反映）

豊根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表		
変更前	変更後	備考
<p>（原子力防災組織の要員） 第 108 条 課長（技術）は、原子力防災組織の要員を定めるにあたり、所長の承認を得る。</p> <p>（緊急作業従事者の選定） 第 108 条の 2 課長（技術）は、次の各号全ての条件に該当する所員および協力会社従業員等の放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）から、緊急作業に従事させるための要員（以下「緊急作業従事者」という。）を選定し、所長の承認を得る。</p> <p>（省略）</p> <p>（原子力防災資機材等の整備） 第 109 条 課長（技術）は、原子力防災組織の活動に必要な放射線障害防護用器具および非常用通信機器等を定めるにあたり、所長の承認を得る。</p> <p>（省略）</p> <p>（通報経路） 第 110 条 課長（技術）は、緊急事態が発生した場合の社内ならびに国、県、市、警察署および消防団等の社外関係機関との通報経路を定めるにあたり、所長の承認を得る。</p> <p>（緊急時訓練） 第 111 条 課長（技術）は、原子力防災組織の要員に対して、緊急事態に対処するための総合的な訓練を、毎年年度 1 回以上実施し、所長に報告する。</p> <p>（通報） 第 112 条 当直長等は、原子炉施設に異常が発生し、その状況が緊急事態である場合は、あらかじめ定められた通報経路に従って、所長へ通報する。 2. 所長は、緊急事態の発生について通報を受け、または自ら発見した場合は、第 110 条（通報経路）に定める通報経路に従って、通報する。</p> <p>（緊急時体制の発令） 第 113 条 所長は、緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令して、原子力防災組織の要員を召集し、発電所に緊急時対策本部を設置する。</p> <p>（緊急措置） 第 114 条 本部長は、原子力防災組織を統括し、緊急事態において次の応急措置を実施する。</p> <p>（省略）</p>	<p>（原子力防災組織の要員） 第 109 条 課長（技術）は、原子力防災組織の要員を定めるにあたり、所長の承認を得る。</p> <p>（緊急作業従事者の選定） 第 109 条の 2 課長（技術）は、次の各号全ての条件に該当する所員および協力会社従業員等の放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）から、緊急作業に従事させるための要員（以下「緊急作業従事者」という。）を選定し、所長の承認を得る。</p> <p>（省略）</p> <p>（原子力防災資機材等の整備） 第 110 条 課長（技術）は、原子力防災組織の活動に必要な放射線障害防護用器具および非常用通信機器等を定めるにあたり、所長の承認を得る。</p> <p>（省略）</p> <p>（通報経路） 第 111 条 課長（技術）は、緊急事態が発生した場合の社内ならびに国、県、市、警察署および消防団等の社外関係機関との通報経路を定めるにあたり、所長の承認を得る。</p> <p>（緊急時訓練） 第 112 条 課長（技術）は、原子力防災組織の要員に対して、緊急事態に対処するための総合的な訓練を、毎年年度 1 回以上実施し、所長に報告する。</p> <p>（通報） 第 113 条 当直長等は、原子炉施設に異常が発生し、その状況が緊急事態である場合は、あらかじめ定められた通報経路に従って、所長へ通報する。 2. 所長は、緊急事態の発生について通報を受け、または自ら発見した場合は、第 111 条（通報経路）に定める通報経路に従って、通報する。</p> <p>（緊急時体制の発令） 第 114 条 所長は、緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令して、原子力防災組織の要員を召集し、発電所に緊急時対策本部を設置する。</p> <p>（緊急措置） 第 115 条 本部長は、原子力防災組織を統括し、緊急事態において次の応急措置を実施する。</p> <p>（省略）</p>	<p>・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規程の整備等に伴う変更</p>

補正後

豊根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表		
変更前	変更後	備考
<p>（原子力防災組織の要員） 第 108 条 所長は、原子力防災組織の要員を定める。</p> <p>（原子力防災資機材等の整備） 第 109 条 所長は、原子力防災組織が活動するにあたって必要な放射線障害防護用器具および非常用通信機器等を整備する。</p> <p>（省略）</p> <p>（通報経路） 第 110 条 所長は、緊急事態が発生した場合の社内ならびに国、県、市、警察署および消防団等の社外関係機関との通報経路を定める。</p> <p>（緊急時訓練） 第 111 条 所長は、原子力防災組織の要員に対して、緊急事態に対処するための総合的な訓練を、1 年に 1 回以上実施する。</p> <p>（通報） 第 112 条 当直長等は、原子炉施設に異常が発生し、その状況が緊急事態である場合は、あらかじめ定められた通報経路に従って、所長へ通報する。 2. 所長は、緊急事態の発生について通報を受け、または自ら発見した場合は、第 110 条（通報経路）に定める通報経路に従って、通報する。</p> <p>（緊急時体制の発令） 第 113 条 所長は、緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令して、原子力防災組織の要員を召集し、発電所に緊急時対策本部を設置する。</p> <p>（緊急措置） 第 114 条 本部長は、原子力防災組織を統括し、緊急事態において次の応急措置を実施する。</p> <p>（省略）</p>	<p>課長（技術）の承認を得て必要な措置を講じる。</p> <p>（原子力防災組織の要員） 第 109 条 所長は、原子力防災組織の要員を定める。</p> <p>（原子力防災資機材等の整備） 第 110 条 所長は、原子力防災組織が活動するにあたって必要な放射線障害防護用器具および非常用通信機器等を整備する。</p> <p>（省略）</p> <p>（通報経路） 第 111 条 所長は、緊急事態が発生した場合の社内ならびに国、県、市、警察署および消防団等の社外関係機関との通報経路を定める。</p> <p>（緊急時訓練） 第 112 条 所長は、原子力防災組織の要員に対して、緊急事態に対処するための総合的な訓練を、1 年に 1 回以上実施する。</p> <p>（通報） 第 113 条 当直長等は、原子炉施設に異常が発生し、その状況が緊急事態である場合は、あらかじめ定められた通報経路に従って、所長へ通報する。 2. 所長は、緊急事態の発生について通報を受け、または自ら発見した場合は、第 111 条（通報経路）に定める通報経路に従って、通報する。</p> <p>（緊急時体制の発令） 第 114 条 所長は、緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令して、原子力防災組織の要員を召集し、発電所に緊急時対策本部を設置する。</p> <p>（緊急措置） 第 115 条 本部長は、原子力防災組織を統括し、緊急事態において次の応急措置を実施する。</p> <p>（省略）</p>	<p>・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規程の整備等に伴う変更</p>

補正前

（注）補正前後欄の補正箇所表示は、補正事項に含まない。

補正前	補正後	備考									
<p>該当ページなし</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表</th> </tr> <tr> <th style="width: 33%; text-align: center;">変更前</th> <th style="width: 33%; text-align: center;">変更後</th> <th style="width: 33%; text-align: center;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>(緊急時における活動) 第115条 原子炉緊急事態宣言発令後、本部長は、第114条(応急措置)で定める応急措置を継続実施する。</p> <p>(緊急作業従事者の配置管理等) 第115条の2 本部長は、緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するための、次の事項を実施する。</p> <p>(省略)</p> <p>(緊急時体制の解除) 第116条 本部長は、事故が収束し、緊急時体制を継続する必要がなくなった場合は、関係機関と協議した上で、緊急時体制を解除する。また、その旨を第110条(通報経路)の経路に従って連絡する。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>(緊急時における活動) 第116条 原子炉緊急事態宣言発令後、本部長は、第115条(応急措置)で定める応急措置を継続実施する。</p> <p>(緊急作業従事者の配置管理等) 第116条の2 本部長は、緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するための、次の事項を実施する。</p> <p>(省略)</p> <p>(緊急時体制の解除) 第117条 本部長は、事故が収束し、緊急時体制を継続する必要がなくなった場合は、関係機関と協議した上で、緊急時体制を解除する。また、その旨を第111条(通報経路)の経路に従って連絡する。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>・原子力規制委員会設置法の一部関係規則の整備等に伴う変更</p> </td> </tr> </tbody> </table>	島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表			変更前	変更後	備 考	<p>(緊急時における活動) 第115条 原子炉緊急事態宣言発令後、本部長は、第114条(応急措置)で定める応急措置を継続実施する。</p> <p>(緊急作業従事者の配置管理等) 第115条の2 本部長は、緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するための、次の事項を実施する。</p> <p>(省略)</p> <p>(緊急時体制の解除) 第116条 本部長は、事故が収束し、緊急時体制を継続する必要がなくなった場合は、関係機関と協議した上で、緊急時体制を解除する。また、その旨を第110条(通報経路)の経路に従って連絡する。</p>	<p>(緊急時における活動) 第116条 原子炉緊急事態宣言発令後、本部長は、第115条(応急措置)で定める応急措置を継続実施する。</p> <p>(緊急作業従事者の配置管理等) 第116条の2 本部長は、緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するための、次の事項を実施する。</p> <p>(省略)</p> <p>(緊急時体制の解除) 第117条 本部長は、事故が収束し、緊急時体制を継続する必要がなくなった場合は、関係機関と協議した上で、緊急時体制を解除する。また、その旨を第111条(通報経路)の経路に従って連絡する。</p>	<p>・原子力規制委員会設置法の一部関係規則の整備等に伴う変更</p>	<p>・平成28年4月1日付け緊急作業時の被ばくに関する規則等の改正に伴う反映(平成28年3月24日認可内容の反映)</p>
島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表											
変更前	変更後	備 考									
<p>(緊急時における活動) 第115条 原子炉緊急事態宣言発令後、本部長は、第114条(応急措置)で定める応急措置を継続実施する。</p> <p>(緊急作業従事者の配置管理等) 第115条の2 本部長は、緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するための、次の事項を実施する。</p> <p>(省略)</p> <p>(緊急時体制の解除) 第116条 本部長は、事故が収束し、緊急時体制を継続する必要がなくなった場合は、関係機関と協議した上で、緊急時体制を解除する。また、その旨を第110条(通報経路)の経路に従って連絡する。</p>	<p>(緊急時における活動) 第116条 原子炉緊急事態宣言発令後、本部長は、第115条(応急措置)で定める応急措置を継続実施する。</p> <p>(緊急作業従事者の配置管理等) 第116条の2 本部長は、緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するための、次の事項を実施する。</p> <p>(省略)</p> <p>(緊急時体制の解除) 第117条 本部長は、事故が収束し、緊急時体制を継続する必要がなくなった場合は、関係機関と協議した上で、緊急時体制を解除する。また、その旨を第111条(通報経路)の経路に従って連絡する。</p>	<p>・原子力規制委員会設置法の一部関係規則の整備等に伴う変更</p>									

(注) 補正前後欄の補正箇所表示は、補正事項に含まない。

備考

・平成 28 年 4 月 1 日付け緊急作業時の被ばくに関する規則等の改正に伴う反映（平成 28 年 3 月 24 日認可内容の反映）

変更前		変更後		備考
記号（運用規則第 6 7 条に基づき記述）	記録すべき場合 ¹⁾	記録すべき場合 ¹⁾	保存期間	
35 放射性廃棄物の排気口または排気排気設備および排水口または排水設備における放射性物質の 1 日間の平均濃度および 3 月間についての平均濃度	記録すべき場合 ¹⁾ 1 日間の平均濃度にあつては毎 1 回 3 月間の平均濃度にあつては 3 月ごとに 1 回	記録すべき場合 ¹⁾ 1 日間の平均濃度にあつては毎 1 回 3 月間の平均濃度にあつては 3 月ごとに 1 回	保存期間 10 年間	・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に伴う変更
36 管理区域における外排放射線に係る 1 連間の積算当量、空気中の放射性物質の 1 連間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の濃度	毎連 1 回	毎連 1 回	10 年間	
37 放射線業務従事者の 4 月 1 日を始期とする 1 年間の積算当量、女子 ²⁾ の放射線業務従事者の 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日および 1 月 1 日を始期とする各 3 月間の積算当量ならびに本人の申し出等により好転の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月 1 日を始期とする 1 月間の積算当量	1 年間の積算当量にあつては毎年度 1 回、3 月間の積算当量にあつては 3 月ごとに 1 回、1 月間の積算当量にあつては 1 月ごとに 1 回	1 年間の積算当量にあつては毎年度 1 回、3 月間の積算当量にあつては 3 月ごとに 1 回、1 月間の積算当量にあつては 1 月ごとに 1 回	※ 4	
38 4 月 1 日を始期とする 1 年間の積算当量が 20 ミシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該 1 年間を含む原子力規制委員会が定める 5 年間の積算当量	原子力規制委員会が定める 5 年間において毎年度 1 回	原子力規制委員会が定める 5 年間において毎年度 1 回	※ 4	
39 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期および終期ならびに放射線業務従事者の当該期間の積算当量	そのものが当該業務に投入時	そのものが当該業務に投入時	※ 4	
40 放射線業務従事者が当該業務に従く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力業務での放射線被ばくの経歴	経歴の程度	経歴の程度	1 年間	
41 作業場内に設置した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種別、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放射能、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放射能ならびにその放射能の単位および単位	廃棄物の種類	廃棄物の種類	※ 5	
42 放射性廃棄物を管理に投入し、または管理に回型化した場合には、その方法	投入または回型化の程度	投入または回型化の程度	※ 5	
43 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況および担当者の氏名	広がりの防止および除去の程度	広がりの防止および除去の程度	1 年間	
44 事故の発生および復旧の日時	その程度	その程度	※ 5	
45 事故の状況および事故に際して行った処置	同上	同上	※ 5	
46 事故の原因	同上	同上	※ 5	
47 事故後の処置	同上	同上	※ 5	
48 風向および風速	連続して	連続して	10 年間	
49 降雨量	同上	同上	10 年間	
50 大気温度	同上	同上	10 年間	

変更前		変更後		備考
記号（運用規則第 6 7 条に基づき記述）	記録すべき場合 ¹⁾	記録すべき場合 ¹⁾	保存期間	
35 放射性廃棄物の排気口または排気排気設備および排水口または排水設備における放射性物質の 1 日間の平均濃度および 3 月間についての平均濃度	記録すべき場合 ¹⁾ 1 日間の平均濃度にあつては毎 1 回 3 月間の平均濃度にあつては 3 月ごとに 1 回	記録すべき場合 ¹⁾ 1 日間の平均濃度にあつては毎 1 回 3 月間の平均濃度にあつては 3 月ごとに 1 回	保存期間 10 年間	・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に伴う変更
36 管理区域における外排放射線に係る 1 連間の積算当量、空気中の放射性物質の 1 連間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の濃度	毎連 1 回	毎連 1 回	10 年間	
37 放射線業務従事者の 4 月 1 日を始期とする 1 年間の積算当量、女子 ²⁾ の放射線業務従事者の 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日および 1 月 1 日を始期とする各 3 月間の積算当量ならびに本人の申し出等により好転の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月 1 日を始期とする 1 月間の積算当量	1 年間の積算当量にあつては毎年度 1 回、3 月間の積算当量にあつては 3 月ごとに 1 回、1 月間の積算当量にあつては 1 月ごとに 1 回	1 年間の積算当量にあつては毎年度 1 回、3 月間の積算当量にあつては 3 月ごとに 1 回、1 月間の積算当量にあつては 1 月ごとに 1 回	※ 4	
38 4 月 1 日を始期とする 1 年間の積算当量が 20 ミシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該 1 年間を含む原子力規制委員会が定める 5 年間の積算当量	原子力規制委員会が定める 5 年間において毎年度 1 回	原子力規制委員会が定める 5 年間において毎年度 1 回	※ 4	
39 放射線業務従事者が緊急作業に従く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力業務での放射線被ばくの経歴	そのものが当該業務に投入時	そのものが当該業務に投入時	※ 4	
40 作業場内に設置した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種別、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放射能、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放射能ならびにその放射能の単位および単位	廃棄物の種類	廃棄物の種類	1 年間	
41 作業場内に設置した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種別、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放射能、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放射能ならびにその放射能の単位および単位	廃棄物の種類	廃棄物の種類	※ 5	
42 放射性廃棄物を管理に投入し、または管理に回型化した場合には、その方法	投入または回型化の程度	投入または回型化の程度	※ 5	
43 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況および担当者の氏名	広がりの防止および除去の程度	広がりの防止および除去の程度	1 年間	
44 事故の発生および復旧の日時	その程度	その程度	※ 5	
45 事故の状況および事故に際して行った処置	同上	同上	※ 5	
46 事故の原因	同上	同上	※ 5	
47 事故後の処置	同上	同上	※ 5	
48 風向および風速	連続して	連続して	10 年間	
49 降雨量	同上	同上	10 年間	
50 大気温度	同上	同上	10 年間	

(注) 補正前後欄の補正箇所表示は、補正事項に含まない。

備考

・平成 28 年 4 月 1 日付け緊急作業時の被ばくに関する規則等の改正に伴う反映（平成 28 年 3 月 24 日認可内容の反映）

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前		変更後		備考
<p>記録（運用手順第 6 7 条に基づく記録）</p> <p>52 保安教育の実施計画</p> <p>53 保安教育の実施日時、項目および受けた者の氏名</p> <p>54 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価</p> <p>55 原子炉施設に対して実施した保安活動への最終的技術的見解の反映状況の評価</p> <p>※ 1：記録可能な状態において常に記録することを実施しており、点検、故障または消耗品の取替により記録不能な期間を除く。</p> <p>※ 2：「情報管理から発生された警報」とは、技術基準規則第 4 7 条第 1 項および第 2 項に規定する範囲の警報をいう。</p> <p>※ 3：好適不能と診断された者がおよび好適の意思のない旨を表面で申し出た者を除く。</p> <p>※ 4：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合はその記録を保存している期間が 5 年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間。</p> <p>※ 5：停止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の承認を受けるまでの期間。</p>	<p>記録するべき場合</p> <p>3年間</p> <p>3年間</p> <p>※ 5</p>	<p>保存期間</p> <p>3年間</p> <p>3年間</p> <p>※ 5</p>		
<p>記録（運用手順第 3 7 条に基づく記録）</p> <p>1. 派遣事業者検査の結果</p> <p>(1) 検査年月日</p> <p>(2) 検査の対象</p> <p>(3) 検査の方法</p> <p>(4) 検査の結果</p> <p>(5) 検査を行った者の氏名</p> <p>(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</p> <p>(7) 検査の実施に係る組織</p> <p>(8) 検査の実施に係る工程管理</p> <p>(9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</p> <p>(10) 検査記録の管理に関する事項</p> <p>(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</p>	<p>検査の程度</p> <p>検査に係る原子炉等格等の評価する期間</p> <p>※ 5</p>	<p>保存期間</p> <p>当該派遣事業者検査を行った後最初の法第四十三條の三の十三第七項の通知を受けるまでの期間</p>	<p>・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に伴う変更</p>	
<p>記録（運用手順第 5 7 条に基づく記録）</p> <p>1. 定期事業者検査の結果</p> <p>(1) 検査年月日</p> <p>(2) 検査の対象</p> <p>(3) 検査の方法</p> <p>(4) 検査の結果</p> <p>(5) 検査を行った者の氏名</p> <p>(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</p> <p>(7) 検査の実施に係る組織</p> <p>(8) 検査の実施に係る工程管理</p> <p>(9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</p> <p>(10) 検査記録の管理に関する事項</p> <p>(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</p>	<p>検査の程度</p> <p>検査に係る原子炉等格等の評価する期間</p> <p>※ 5</p>	<p>保存期間</p> <p>当該派遣事業者検査を行った後最初の法第四十三條の三の十三第七項の通知を受けるまでの期間</p>		

補正後

変更前		変更後		備考
<p>記録（運用手順第 6 7 条に基づく記録）</p> <p>52 保安教育の実施計画</p> <p>53 保安教育の実施日時、項目および受けた者の氏名</p> <p>54 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価</p> <p>55 原子炉施設に対して実施した保安活動への最終的技術的見解の反映状況の評価</p> <p>※ 1：記録可能な状態において常に記録することを実施しており、点検、故障または消耗品の取替により記録不能な期間を除く。</p> <p>※ 2：「情報管理から発生された警報」とは、技術基準規則第 4 7 条第 1 項および第 2 項に規定する範囲の警報をいう。</p> <p>※ 3：好適不能と診断された者がおよび好適の意思のない旨を表面で申し出た者を除く。</p> <p>※ 4：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合はその記録を保存している期間が 5 年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間。</p> <p>※ 5：停止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の承認を受けるまでの期間。</p>	<p>記録するべき場合</p> <p>3年間</p> <p>3年間</p> <p>※ 5</p>	<p>保存期間</p> <p>3年間</p> <p>3年間</p> <p>※ 5</p>	<p>・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に伴う変更</p>	
<p>記録（運用手順第 3 7 条に基づく記録）</p> <p>1. 派遣事業者検査の結果</p> <p>(1) 検査年月日</p> <p>(2) 検査の対象</p> <p>(3) 検査の方法</p> <p>(4) 検査の結果</p> <p>(5) 検査を行った者の氏名</p> <p>(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</p> <p>(7) 検査の実施に係る組織</p> <p>(8) 検査の実施に係る工程管理</p> <p>(9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</p> <p>(10) 検査記録の管理に関する事項</p> <p>(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</p>	<p>検査の程度</p> <p>検査に係る原子炉等格等の評価する期間</p> <p>※ 5</p>	<p>保存期間</p> <p>当該派遣事業者検査を行った後最初の法第四十三條の三の十三第七項の通知を受けるまでの期間</p>		
<p>記録（運用手順第 5 7 条に基づく記録）</p> <p>1. 定期事業者検査の結果</p> <p>(1) 検査年月日</p> <p>(2) 検査の対象</p> <p>(3) 検査の方法</p> <p>(4) 検査の結果</p> <p>(5) 検査を行った者の氏名</p> <p>(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</p> <p>(7) 検査の実施に係る組織</p> <p>(8) 検査の実施に係る工程管理</p> <p>(9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</p> <p>(10) 検査記録の管理に関する事項</p> <p>(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</p>	<p>検査の程度</p> <p>検査に係る原子炉等格等の評価する期間</p> <p>※ 5</p>	<p>保存期間</p> <p>当該派遣事業者検査を行った後最初の法第四十三條の三の十三第七項の通知を受けるまでの期間</p>		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前		変更後		備考
<p>記録（運用手順第 6 7 条に基づく記録）</p> <p>52 保安教育の実施計画</p> <p>53 保安教育の実施日時、項目および受けた者の氏名</p> <p>54 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価</p> <p>55 原子炉施設に対して実施した保安活動への最終的技術的見解の反映状況の評価</p> <p>※ 1：記録可能な状態において常に記録することを実施しており、点検、故障または消耗品の取替により記録不能な期間を除く。</p> <p>※ 2：「情報管理から発生された警報」とは、技術基準規則第 4 7 条第 1 項および第 2 項に規定する範囲の警報をいう。</p> <p>※ 3：好適不能と診断された者がおよび好適の意思のない旨を表面で申し出た者を除く。</p> <p>※ 4：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合はその記録を保存している期間が 5 年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間。</p> <p>※ 5：停止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の承認を受けるまでの期間。</p>	<p>記録するべき場合</p> <p>3年間</p> <p>3年間</p> <p>※ 5</p>	<p>保存期間</p> <p>3年間</p> <p>3年間</p> <p>※ 5</p>	<p>・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に伴う変更</p>	
<p>記録（運用手順第 3 7 条に基づく記録）</p> <p>1. 派遣事業者検査の結果</p> <p>(1) 検査年月日</p> <p>(2) 検査の対象</p> <p>(3) 検査の方法</p> <p>(4) 検査の結果</p> <p>(5) 検査を行った者の氏名</p> <p>(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</p> <p>(7) 検査の実施に係る組織</p> <p>(8) 検査の実施に係る工程管理</p> <p>(9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</p> <p>(10) 検査記録の管理に関する事項</p> <p>(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</p>	<p>検査の程度</p> <p>検査に係る原子炉等格等の評価する期間</p> <p>※ 5</p>	<p>保存期間</p> <p>当該派遣事業者検査を行った後最初の法第四十三條の三の十三第七項の通知を受けるまでの期間</p>		
<p>記録（運用手順第 5 7 条に基づく記録）</p> <p>1. 定期事業者検査の結果</p> <p>(1) 検査年月日</p> <p>(2) 検査の対象</p> <p>(3) 検査の方法</p> <p>(4) 検査の結果</p> <p>(5) 検査を行った者の氏名</p> <p>(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</p> <p>(7) 検査の実施に係る組織</p> <p>(8) 検査の実施に係る工程管理</p> <p>(9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</p> <p>(10) 検査記録の管理に関する事項</p> <p>(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</p>	<p>検査の程度</p> <p>検査に係る原子炉等格等の評価する期間</p> <p>※ 5</p>	<p>保存期間</p> <p>当該派遣事業者検査を行った後最初の法第四十三條の三の十三第七項の通知を受けるまでの期間</p>		

補正前

(注) 補正前後欄の補正箇所表示は、補正事項に含まない。